

# 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令について

(一社) 愛媛県交通安全協会

1 発令概要	11月21日から11月29日の9日間に、県内で5件の交通死亡事故が発生したため、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（愛媛県知事）から「交通死亡事故多発緊急事態宣言」（注参照）が発令されました。 県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めてください。			
	発令日	平成29年11月29日（水）		
	対策期間	平成29年11月29日（水）から12月8日（金）までの10日間		
2 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況（平成29年11月21日から11月29日の9日間）			
		発生日時・場所	道路・事故類型	備考
	1	11/21(火)午後5時30分頃 喜多郡内子町	・県道 ・軽四乗用×歩行者	歩行者 84歳 女性 死亡
	2	11/22(水)午後0時52分頃 伊予郡松前町	・県道 ・軽四貨物×普通乗用	軽四貨物 82歳 男性 死亡
	3	11/25(土)午後5時04分頃 今治市神宮	・国道 ・普通乗用×自転車	自転車 68歳 女性 死亡
	4	11/26(日)午後1時20分頃 今治市菊間町	・国道 ・軽四乗用×軽四乗用	軽四乗用 72歳 男性 死亡
5	11/29(水)午前3時43分頃 四国中央市川之江町	・県道 ・中型貨物(自損)	中型貨物 62歳 男性 死亡	
3 その他	○ 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令は、本年1回目			

## 注意事項

### ● 加害者とならないために

- ◇ See（よく見る）、Stop（止まる）、Slow（徐行する）の3Sの精神で、緊張感を持った運転を心がけましょう。
- ◇ 日没の時間が早くなっています。薄暮時間帯は、歩行者や自転車が見えにくくなり、特に事故が多発する時間帯です。早めのライト点灯を心がけ、事故防止に努めましょう。
- ◇ 交差点や横断歩道の手前では、歩行者や自転車がいないか確認するため、減速しましょう。

### ● 被害者とならないために

- ◇ 反射材は常に身につけ、早朝や夕暮れ時以降の外出時はできる限り明るく目立つ服装を着用しましょう。
- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。踏切も道路も横断を始める時には、まず止まり、右左をしっかりと確認してから横断し、横断途中、左から進行してくる車両の安全確認も確実にいきましょう。



(注)「交通死亡事故多発緊急事態宣言」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

